

吉島病院 面会規程

1. 目的

本規程は、入院患者と家族等との面会について必要な事項を定め、患者の安静と療養環境を維持し、適切な医療・看護を提供するとともに、院内感染対策の防止およびセキュリティの確保を目的とする。

2. 基本方針

- 1) 当院は、患者と家族等の面会が、患者の精神的支援、療養意欲の維持及び退院支援において重要であることを尊重する。
- 2) 感染対策その他の正当な理由がない限り、患者への面会を不当に制限しない。
- 3) やむを得ず面会制限を行う場合であっても、患者の病状、意思及び家族支援の必要性等を考慮し、必要最小限の制限とする。
- 4) 患者の意思決定支援及び退院調整に必要な面会については、適切に実施できるように配慮する。

3. 面会時間

面会時間は原則として以下のとおりとする。

面会時間：11時～20時（土日・祝日を含む）

4. 面会方法及び遵守事項

面会者は以下の事項を遵守するものとする

- 1) 病棟ナースステーションにて面会用紙の記入および所定の面会者表示を行うこと。
17:00以降、休日の面会者は正面玄関で面会用紙の記入および面会表示を行う。
- 2) 病院が定める感染対策に協力すること。
- 3) 感染症状や体調不良がある場合は面会を控えること。
- 4) 病室での飲食は禁止とする。
- 5) 小児の面会については、感染防止及び患者の療養環境への配慮のため制限する場合がある。
- 6) 他の患者の治療及び療養環境並びに病院運営に支障を及ぼさないよう配慮し、暴言、暴力、威嚇、迷惑行為等は行わないこと。

5. 迷惑行為等への対応

面会者が本規程に違反し、又は他の患者、職員、病院運営に支障を及ぼす行為を行った場合、病院は面会の中止、退去の要請、以後の面会制限その他必要な措置を講じる。

6. 情報提供及び周知

- 1) 本規程は病棟等の見やすい場所に掲示するとともに、入院時オリエンテーション等を通じて患者及び家族へ周知する。
- 2) 感染症流行状況等に伴う運用変更時は、速やかに院内掲示、ホームページ等により周知する。

7. 規程の見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢等の変化、感染症流行状況、院内感染対策指針等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

附則

本規程は、令和8年6月29日より施行する。